

「最低制限価格」等の改正について 【委託業務に係る最低制限価格の引上げ】

設計業務・地質調査業務・測量業務の最低制限価格等を上げます。また、一部工事の最低制限価格等の算出方法を改正しますので、お知らせします。

委託業務

委託業務の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。
(諸経費・一般管理費等の掛け率の引上げ)

従
前

【建築・設備設計】

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の **60%**＋諸経費の **60%**

【土木・橋梁設計】

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の **90%**＋一般管理費等の **30%**

【地質調査】

直接調査費の額＋間接調査費の **90%**＋解析等調査業務費の **75%**＋諸経費の **40%**

【測量】

直接測量費の額＋測量調査費の額＋諸経費の **40%**



変
更
後

【建築・設備設計】

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の **60%**＋諸経費の **70%**

【土木・橋梁設計】

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の **90%**＋一般管理費等の **50%**

【地質調査】

直接調査費の額＋間接調査費の **90%**＋解析等調査業務費の **75%**＋諸経費の **50%**

【測量】

直接測量費の額 ＋ 測量調査費の額 ＋ 諸経費の **55%**

工事

① 積算体系に適応した「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法に改正

土木工事積算基準（これに準じた積算基準を含む。）により設計した工事については、最低制限価格及び調査基準価格を土木系工種の算定方法により算出します。

※1月29日以後に告示する対象工事については、管工種の工事を除き、告示別表の「16 注意事項」欄に土木系工種の算定方法を適用する旨を記載しますので、個々の工事の告示内容をご確認ください。

【対象となる工事】（例）

■プラント機械設備工事

■消火栓塗装工事

※配水補助管の布設工事、予定栓新設工事などに係る管工事も対象ですが、水道局の工事では従前から、土木工事積算基準を適用した管工種の工事は、土木系工種の算定方法により算出しておりましたので、取扱いに変更はありません。

従 前	変 更 後
・直接工事費－（直接工事費×0.1）の 95%	・ <u>直接工事費の 95%</u>
・共通仮設費の 90%	・共通仮設費の 90%
・現場管理費＋（直接工事費×0.1）の 85%	・ <u>現場管理費の 85%</u>
・一般管理費等の 65%	・一般管理費等の 65%

② 「失格判断基準」の設定基準

プラント工事における失格判断基準率について、「機器費」の有無による区分を廃止し、直接工事費の基準率を一律 80%とします。

従 前		変 更 後
(1)「機器費」が計上されているプラント工事	(2)「機器費」が計上されていないプラント工事	プラント工事 ※「機器費」の有無による区分を廃止
・機器費の 50%	・直接工事費の 80%	・直接工事費(<u>機器費を含む</u>)の 80%
・直接工事費の 80%		
・共通仮設費の 70%	・共通仮設費の 70%	・共通仮設費の 70%
・現場管理費の 85%	・現場管理費の 85%	・現場管理費の 85%
・一般管理費等の 65%	・一般管理費等の 65%	・一般管理費等の 65%

③ 低入札価格調査を実施した工事における検査等の省略

「総合評価落札方式における低入札価格調査の一部を省略するための基準」(平成 23 年 4 月 1 日総務部長決裁)に基づき、調査の一部及び事情聴取を省略した調査により落札者を決定した工事について、一定の条件を満たす場合は、契約後の「監督及び検査体制の強化等に係る措置」の一部(検査)を省略できる取扱いに改正します。

2 適用

平成 28 年 1 月 29 以降に告示する案件より適用いたします。

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011